組合を窓口とする「登録・証明・認定制度」について（ご案内）

静岡県木材協同組合連合会

区　　分	目　　的　・　概　　要
1）静岡県木材業者登録制度 ・創 設 日：平成 14 年４月１日 **・創設＆運用: 県木連**	①目　　的：循環型社会にあって、安全で健康的な木材の安定供給をとおして、地球環境と地域社会に貢献する産業としての自助と地位の向上をはかるため、同業者の連携を強化する。 ②申請窓口：単位木協⇒県木連 ③費　　用：組合員 5,000 円（登録料）、非組合員 35,000 円（登録料 5,000 円、木材 PR 推進費 30,000 円） ④期　　間：原則３年間（期中登録者は「定期の更新日」までとする。） ⑤付　　記：毎年度、**県委託事業として個別事業者の「動態調査」を実施**する。
2）静岡県産材証明制度 ・創 設 日：平成 14 年９月９日 ・創　　設：静岡県 **・運　　用：県木連**	①目　　的：本県の森林資源の循環利用による森林の適正な整備をはかるため、認定事業者による「県産材販売管理票」（マニュフェスト）の発行をとおして県産材の証明を行う。 ②申請窓口：単位木協⇒県木連 ③費　　用：無料（但し、上記の**「木材業者登録事業者」であることを申請の要件**とする。） ④期　　間：原則３年間（期中登録者は「定期の更新日」までとする。） ⑤付　　記：登録業者の申請に基づき、県木連が「県産材販売管理票」（@10）を交付する。
3）合法木材供給事業者認定制度 ・行動規範：平成 18 年５月 26 日 制定 ・認定要領：平成 18 年９月　１日 公表 **・創設＆運用: 県木連**	①目　　的：県木連「違法伐採対策に関する行動規範」を踏まえ、所要の要件を備えた的確組合員の事業者認定を行い、「合法木材」の供給を促進する。 ②申請窓口：単位木協⇒県木連 ③費　　用：認定手数料 10,000 円／件（但し、「書類審査」のみの場合。「現地審査」が必要な場合は、別途「実費」。） 管理事務費 12,000 円／年 ④期　　間：原則３年間（期中登録者は「定期の更新日」までとする。） ⑤付　　記：**「組合員」を認定対象**とする。**「事業者研修会」を受講**すること。 制度の公平性、透明性を担保するため、有識者による「認定審査会」を設置する。（審査会：年３回開催）
4）間伐材チップの確認に係る事業者認定制度 ・行動規範：平成 21 年４月　１日 制定 ・認定要領：平成 21 年４月 21 日 公表 **・創設＆運用: 県木連**	①目　　的：県木連「間伐材チップの確認に関する行動規範」を踏まえ、所要の要件を備えた的確組合員の事業者認定を行い、間伐紙への間伐材の積極的な利用を促進する。 ②申請窓口：単位木協⇒県木連 ③費　　用：認定手数料 10,000 円／件（但し、「書類審査」のみの場合。「現地審査」が必要な場合は、別途「実費」。） 管理事務費 12,000 円／年 ④期　　間：原則３年間（期中登録者は「定期の更新日」までとする。） ⑤付　　記：**「組合員」を認定対象**とする。**「事業者研修会」を受講**すること。 制度の公平性、透明性を担保するため、有識者による「認定審査会」を設置する。（審査会：年３回開催）
5）発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定制度 ・行動規範：平成 24 年 10 月 24 日 制定 ・認定要領：平成 24 年 11 月　１日 公表 **・創設＆運用：県木連**	①目　　的：「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度」に対する消費者の信頼性を確保するため、県木連「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する行動規範」を踏まえ、所要の要件を備えた的確組合員の事業者認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスの供給に努める。 ②申請窓口：単位木協⇒県木連 ③費　　用：認定手数料 10,000 円／件（但し、「書類審査」のみの場合。「現地審査」が必要な場合は、別途「実費」。） 管理事務費 12,000 円／年 ④期　　間：原則３年間（期中登録者は「定期の更新日」までとする。） ⑤付　　記：**「組合員」を認定対象**とする。**「事業者研修会」を受講**すること。 制度の公平性、透明性を担保するため、有識者による「認定審査会」を設置する。（審査会：年３回開催）